

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	宜野湾市 地方税の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宜野湾市は、地方税の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県宜野湾市長

公表日

令和8年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の徴収に関する事務
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち市税に関する事務。 全体の概要は以下のとおり。 1 納税者からの納付の管理、納税者への還付等を行う総合収納事務 2 期限内に納付がない者への督促状等発送や滞納整理を行う総合滞納整理事務 3 納税者等の宛名管理事務 特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は、次のとおりである。 (1)納税者の納付(納入)情報を金融機関からの領収済通知書により確認する。 (2)過納付や誤納付があった場合は、還付、充当の通知を納税者へ行う。 (3)納期限までに完納しない場合は、納税者に対して督促状を発送する。 (4)督促後も完納しない場合は、滞納整理を行う。 (5)納税者等から税に関する各種証明の申請があった場合は、申請に応じた証明書を発行する。
③システムの名称	1. 収納管理システム 2. 庁内連携システム 3. 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 収納管理情報ファイル 2. 宛名管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第7号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 納税課
②所属長の役職名	納税課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 総務部総務課 情報公開担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 総務部 納税課
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守し、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月1日	表紙 評価書名	宜野湾市 地方税及び介護保険料の徴収に関する事務 基礎項目評価書	宜野湾市 地方税の徴収に関する事務 基礎項目評価書	事後	
平成28年3月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	宜野湾市は、地方税及び介護保険料の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようナリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。	宜野湾市は、地方税の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようナリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。	事後	
平成28年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	地方税及び介護保険料の徴収に関する事務	地方税の徴収に関する事務	事後	
平成28年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち市税に関する事務。 介護保険法及び介護保険法に基づく条例による徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち市税に関する事務。	事後	
平成28年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 収納管理システム 2. 滞納管理システム 3. 庁内連携システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー	1. 収納管理システム 2. 滞納管理システム 3. 庁内連携システム 4. 団体内統合宛名システム	事後	
平成28年3月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の16、68	・番号法第9条第1項 別表第一の16 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
平成28年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①	[実施する]	[実施しない]	事後	
平成28年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②	・番号法第19条第7号 別表第二の事務（別表第二における情報提供の根拠） ・項番 26、80、87、93 （別表第二における情報照会の根拠） ・項番 94		事後	
平成28年3月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①	総務部 納税課 ・ 健康推進部 国民健康保険課 ・ 健康推進部 介護長寿課	総務部 納税課	事後	
平成28年3月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②	納税課長 川上 一徳 国民健康保険課長 普天間 朝彦 介護長寿課長 比嘉 直美	納税課長 真鳥 かおり	事後	
平成28年3月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 総務部 納税課 ・ 健康推進部 国民健康保険課 ・ 健康推進部 介護長寿課	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 総務部 納税課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人が いつの時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成28年3月1日時点	事後	
平成28年3月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いくつかの時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成28年3月1日時点	事後	
平成29年3月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人が いくつかの時点の計数か	平成28年3月1日時点	平成29年3月1日時点	事後	
平成29年3月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いくつかの時点の計数か	平成28年3月1日時点	平成29年3月1日時点	事後	
平成30年5月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 納税課長 真鳥 かおり	②所属長の役職名 納税課長	事後	
平成30年6月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人が いくつかの時点の計数か	平成29年3月1日時点	平成30年6月18日時点	事後	
平成30年6月18日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いくつかの時点の計数か	平成29年3月1日時点	平成30年6月18日時点	事後	
平成31年2月26日	IVリスク対策	なし	新様式に係る項目追加	事後	
平成31年3月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人が いくつかの時点の計数か	平成30年6月18日時点	平成31年3月1日時点	事後	
平成31年3月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いくつかの時点の計数か	平成30年6月18日時点	平成31年3月1日時点	事後	
令和2年3月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人が いくつかの時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和2年3月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いくつかの時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和2年3月1日時点	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 収納管理システム 2. 滞納管理システム 3. 庁内連携システム 4. 団体内統合宛名システム	1. 収納管理システム 2. 庁内連携システム 3. 団体内統合宛名システム	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	1. 収納管理情報ファイル 2. 滞納管理情報ファイル 3. 宛名管理情報ファイル	1. 収納管理情報ファイル 2. 宛名管理情報ファイル	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何らか いくつかの時点の計数か	令和2年3月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いくつかの時点の計数か	令和2年3月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年5月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		(別表第二における情報照会の根拠) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第7号	事前	公金受取口座登録法の施行に伴う変更
令和5年5月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	[実施しない]	[実施する]	事前	公金受取口座登録法の施行に伴う変更
令和8年3月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の16 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	番号法第9条第1項 別表24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条	事後	
令和8年3月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第7号	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第7号	事後	
令和8年3月17日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何らか いくつかの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	

